

令和元年12月2日

福島県知事
内堀 雅雄 様

令和元年台風第19号等災害に係る
被災者生活再建支援に関する
要 望 書

福島県町村会
会長 小 椋 敏 一

令和元年台風第19号等災害に係る 被災者生活再建支援に関する要望

令和元年台風第19号等により、本県では河川の氾濫、堤防の決壊、土砂崩れが多発し、住宅や道路、橋梁、河川等の公共土木施設、学校教育施設、農地や農業施設等に甚大な被害が生じたところであります。

特に、住宅では、全壊・半壊等を含めた床上浸水が1万棟を超える過去最大級の大規模な浸水被害が発生いたしました。

自治体が行う公共土木施設等の復旧事業については、激甚災害の指定を受けたことにより、国庫補助率の引上げなど、手厚い支援が行われることとなります。

しかしながら、住宅再建を支援する国の制度においては、床上浸水でも1メートル未満の場合は「半壊」以下となり、被災者生活再建支援法による支援金は、住宅を解体しない限り受けることができず、被災者間での支援格差が生じている状況にあります。

つきましては、被災者生活再建支援法の対象とならない半壊以下の床上浸水世帯について、福島県独自の支援制度を創設されるよう要望いたします。